


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 税を考える週間協賛行事のご案内
- ◆ 「カップリングパーティー」のご案内
- ◆ 年末調整説明会のご案内
- ◆ 「清水ふれあいまつり」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
10	3	木	全法連 第40回全国大会（鹿児島）	於：城山ホテル鹿児島
10			総務委員会	14:00～ 於：事務局会議室
10	10	木	税制委員会	11:00～12:00 於：事務局会議室
10	15	火	正副会長会	15:00～15:50 於：福岡ガーデンパレス
10	15	火	理事会	16:00～17:00 於：福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容	
10	2	水	租税教室（第7支部）	10:30～11:15 於：高宮小
10	8	火	秋のゴルフ交流会（第12支部）	8:50～ 於：福岡センチュリーゴルフクラブ
10	11	金	租税教室（第13支部）	9:35～12:05 於：柏原小
10	20	日	清水ふれあいまつり（第10支部）	於：障がい者スポーツセンター
10	26	土	秋のバス研修（第13支部）	7:45～17:00 於：下関方面
10	27	日	福岡まつり 月華祭	10:00～16:00 於：警固神社、舞鶴地区、大名地区、警固地区

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
10	9	水	役員会	10:00～11:00 於：事務局会議室
10	10	木	4委員会合同会議	19:00～21:00 於：福新楼
10	24	木	新人研修会	17:30～18:00 於：福新楼
10	24	木	税務研修会	18:15～18:45 於：//
10	24	木	会員交流会	19:00～ 於：//

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
10	17	木	会員交流会	10:00～15:10 於：能古島 アイランドパーク
11	5	火	女性部会合同税務研修会	11:00～14:00 於：ホテルモントレ ラ・スール福岡

(I) 税務カレンダー

- 10月10日 ●源泉所得税の納付
- 10月15日 ●特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
- 10月31日 ●8月決算法人の確定申告
- 2月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

「時価」について

税理士 堤 一 博

保有する金融商品を決算時点での市場価格で評価する「時価会計」、上場企業の企業価値を示す指標の「時価総額」や市場で売買されている株の価格を基準に新株の発行価格を決定する「時価発行」など『時価』という用語がよく使われています。

そもそも『時価』とは、手元の少し古い辞書によれば、『その時の相場』『その時の市価』とされています(新村出編「広辞苑・第5版」岩波書店・1140頁)。

もう少し考えてみると、ある時点での“もの”の市場での貨幣価値を意味し、市場の需要と供給により決定された価値といえるでしょう。

因みに、商法、民法等には、その定義を規定した条文はありません。

一方では、企業会計原則においては、「2019年7月4日企業会計基準第30号時価の算定に関する会計基準」(会計基準 Ⅲ. 時価の算定 1. 時価の定義 第5項)に以下の規定があります。

5. 「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

今回は、税務での『時価』について解説します。

税務上の『時価』を積極的に正面からその定義を規定した条文は、法人税法、所得税法や相続税法にはありませんが、相続税法上の解釈を定めた「財産評価基本通達」には、市場価格を前提とした規定があります。

この「財産評価基本通達」第1章総則1(評価の原則)の(2)では、以下のように規定しています。

(2) 時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、**時価とは、課税時期(相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条《定義》第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。)において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額**をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

一般的に、第三者との取引価額は、不特定多数の当事者間の自由な取引により形成される価額、すなわち取引時点において通常付される価額(≒市場価格)に該当すると考えられます。つまり、「客観的な交換価値」であるといえます。

さて、例えば株式の売買を実行する際には、取引価額がポイントになります。個人と法人、法人と法人

間の売買では、税務上は『時価』を用いることとなりますが、非上場株式などの売買の実務においては、有価証券の評価損に関する法人税基本通達 9-1-13、9-1-14 の区分により判断することとなります。

法人税法基本通達 9-1-13 市場有価証券等以外の株式の価額

市場有価証券等以外の株式につき法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金不算入等》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。

- (1) 売買実例のあるもの・・・当該事業年度終了の日前 6 月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額
- (2) 公開途上にある株式で、当該株式の上場にあつては株式の公募又は売出しが行われるもの・・・金融商品取引所の内規によつて行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
- (3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの・・・当該価額に比準して推定した価額
- (4) (1)から(3)までに該当しないもの・・・当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時に於ける 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

実際には、(4)の「純資産価額」によることが多いと思われまふ。

法人税基本通達 9-1-14 市場有価証券等以外の株式の価額の特例

法人が、市場有価証券等以外の株式 (9-1-13 の(1)及び(2)に該当するものを除く。) について法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金不算入等》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時に於ける当該株式の価額につき「財産評価基本通達」の 178 から 189-7 まで《取引相場のない株式の評価》の例によつて算定した価額によつて居るときは、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。

- (1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合において、当該法人が当該株式の発行会社にとつて同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
- (2) 当該株式の発行会社が土地 (土地の上に存する権利を含む。) 又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額 (相続税評価額によつて計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時に於ける価額によること。
- (3) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額 (相続税評価額によつて計算した金額)」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

上記の 9-1-14 の特例計算は、(1)~(3)の条件を充足すれば、「財産評価基本通達」に基づく評価を認める趣旨です。

この特例は、純資産価額、従業員数、取引額に応じて「大会社」、「中会社」、「小会社」に区分して、「類似業種比準方式」、「純資産価額方式」を用いて税務上の『時価』を判断し、かつその保有者が「同族株主」に該当しない場合には「配当還元方式」での評価が認められます。

また、第三者間取引であってもその取引価額形成過程に疑問があり、配当還元方式の採用が不合理であり、純資産価額方式により「通常取引価額を算定すべし」とした裁決例があります。

個人が保有する株式を法人に時価の1/2未満の価額で譲渡する場合（時価を下回る譲渡価額での売買）には、個人は『時価』で譲渡したものとみなされ（みなし譲渡課税）、時価と譲渡価額の差額が課税されます。

一方、法人は時価と譲渡価額の差額を受贈益として益金算入することになります。

また、法人が保有する株式を個人に時価未満の価額で譲渡する場合、法人は時価と譲渡価額の差額を役員賞与（役員に譲渡した場合）または寄付金（役員以外に譲渡した場合）とされるケースもあります。

個人の場合には、役員であれば給与所得課税され、役員以外であれば一時所得として課税されます。

また、法人税法第22条第2項では、収益（益金の額）に算入すべき取引に無償による資産の譲渡または役務の提供に係る収益の額に含まれています。無償取引の場合であっても『時価』（通常の対価相当額）の収益が生じるとみなすこととしています。したがって、非上場株式等の譲渡に限らず、有形減価償却資産、無形減価償却資産、土地、金銭債権、繰延資産、工業所有権、役務提供の対価など、いわゆる身内との取引については、常に『時価』を意識し、取引価格形成過程を含めて専門家の意見を踏まえて慎重に検討する必要があります。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2024	11	12(火)	15:00~17:00	本部	税を考える週間行事 (チラシは10月号に封入)	福岡ガーデンパレス
		15(金)	14:00~15:30	〃	福岡地区五法人会共催講演会 (チラシは9月号に封入済)	ソラリア西鉄ホテル
		19(火)	14:00~16:00	〃	年末調整等説明会 (チラシは10月号に封入)	福岡ガーデンパレス
		28(木)	10:00~12:00	〃	〃	〃
	12					
2025	1	30(木)	未定	本部	新春講演会・会員交流会 (チラシは12月号に封入予定)	ソラリア西鉄ホテル
		()	未定	本部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入予定)	福岡ガーデンパレス
	3	19(水)	15:00~15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		19(水)	16:00~17:00	〃	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)